

意見書

平成13年6月25日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく2 ちょうめ ばん ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) けい で い - で い - あ いかぶしかいしゃ
氏 名 ケイディーディーアイ株式会社

代表取締役社長 おくやま ゆうさい 奥山 雄材

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第119号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気 通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見等について

総論

本申請案はスプリッタを利用して光ファイバーを複数の加入者で共有する事により、芯線を占有するよりも低コストでサービスを提供する事が可能な機能と考えます。NTT東西の報道資料によりますとBフレッツサービスを提供する場合は収容比率を約80%と想定し、本機能にかかり、接続事業者が負担するコストが1加入者あたり3,180円／月でしかないかのような発表がなされております。しかしながら、これはあくまで仮定に基づいた数値に過ぎず、80%という収容比率は実際の需要予測に基づいたものというよりは、設備効率的に理想的な比率であると考えられます。本サービスへの対抗サービスの出現等、わずかの市場変動要因によっても達成が不可能となるレベルの数字であって、接続料金があたかも固定的に1加入者あたり3,180円であるかのような表現には、違和感を禁じ得ません。今回の申請内容については各論でも意見を述べさせて頂きますが、NTT東西が提供するBフレッツと競争する事が可能となる仕組みを確立する必要があると考えております。例えば、接続料金を1加入者あたりとし、接続構成についてもそのような料金適用が可能となるように変更する事などは、FTTHの普及に向けた環境整備の1つとして、十分検討が加えられるべきであると考えます。

各論

1. 契約約款料金準用について

端末回線伝送機能設置手数料及び光信号分岐端末回線設置手数料についてはNTT東西の契約約款に規定する契約料に相当する額とされておりますが、接続事業者が利用する場合においては営業費等、控除すべきものがあると考えられます。

よって、事業者向け割引等を導入する事により、その点を考慮する事が必要と考えます。

2. 原価について

OLT、局内スプリッタ、局外スプリッタ及びクロージャについては接続約款の算定式に準拠して算定している旨の説明はありますが、費用明細表等の具体的な内訳が不明です。もともとなった明細表の開示を要望します。

3. 保守換算係数について

故障修理の差異を基に保守換算係数を設定したとありますが、具体的な算定方法、基となるデータの開示が不明なため開示を要望します。あわせて、係数の必要性についての説明を要望します。

4. 設備管理運営費等の算定に用いた係数等

別添1及び別添2の表によると、平成19年度までの費用を算定するにあたり、前年度値に人件費伸率や消費者物価指数などを用いた率を乗じたり、会社間取引等も加味しているようですが、算定方法(計算式)だけでなく、以下の各号で示す具体的数字について公開を要望いたします。

(1)設備管理運営費

・別添1

「人件費伸び率」、「取得固定資産伸率」、「正味固定資産伸率」、「CPI」、「効率化」、「事業化」、「会社間取引」

・別添2

「人件費伸び率」、「取得固定資産伸率」、「正味固定資産伸率」、「CPI」、「効率化」、「事業化」、「会社間取引」、「作業部門変動率」

(2)固定資産

・別添1

当年度取得資産【計画値を考慮】、除却額、当年度稼動資産、取得固定資産伸率、光ケーブルの変動率

・別添2

当年度取得資産、除却額、当年度稼動資産、取得固定資産伸率、FTMの変動率

5. 将来原価及び料金の見直しについて

(1)原価算定期間

光ファイバ設備に関連する「光ファイバ」、「負担金見合い」、「光配線盤」、「クロージャ」は7年で、「OLT」、「局内スプリッタ」及び「局外スプリッタ」は5年という将来原価に基づいて算定しておりますが、期間の根拠が不明ですので具体的な算定方法及び利用動向調査等の基にしたデータの開示を要望します。開示されたデータを基に予測期間や需要の在り方について検証が必要と考えます。

また、今回申請されました機能は光サービスの提供を目的としておりますので、申請案において5年とされた設備の原価算定期間は、光ファイバ設備に関連する設備の算定期間にあわせるべきと考えます。

(2)算定期間における料金の見直しについて

現時点ではあくまでも予測ですので算定期間中におきましても、随時見直しがなされるものと考えております。

6. 更なる機能の追加について

総論でも述べさせて頂きましたが、NTT東西のBフレッツの算定では収容比率を80%として1回線あたりの料金を3,180円と算定しているようですが、複数事業者による設備共用を可能とする事により、収容比率を上げ、1回線あたりのコストが更に低廉化することが可能と考えます。申請されている機能ではOLTを共有できないため、結果的には加入者からOLTまでを1事業者で占有する事になります。OLTとは回線単位での接続とし、加入者～OLTまでを1回線

単位で提供する事を要望します。

7. ヒアリングの実施等について

(1) ヒアリングの実施

すべての国民がITのメリットを享受できる社会を実現する上で、今回申請された機能は非常に有用です。高速回線の普及はユーザ料金に大きく左右されるものと考えます。接続料金の水準はユーザへの提供料金を決定する上で非常に大きな要因になると考えられるため、意見書の募集だけではなく、十分な情報開示がなされた後にヒアリングの実施等で更なる意見聴取や十分な議論を行い、それを踏まえて接続料金の決定をする必要があると考えます。

(2) 情報開示に関して

料金案に関する算定根拠におきましてはこれまで述べてきたとおり、不明な点が多くあります。こういった条件の中では十分な精査ができないため、問題点があったとしても意見書での指摘は不可能ですし、ヒアリングを実施したとしても議論が進展しないと考えられます。

本来であれば、意見書募集の段階で算定根拠等の必要な情報については事前に開示され、それを基に意見書でのコメントやヒアリングでの議論がなされるべきと考えます。

今後も様々な機能に関して料金が申請されると思いますが、意見募集等を行う際には算定根拠等の情報について十分な開示が行われる事を要望します。

* 組織名の敬称は、省略させていただいております。

以 上